明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令（**総務**一一）　一
○社会福祉法人会計基準の一部を改正する省令（**厚生労働**二五）　二
○児童福祉法施行規則及び厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則の一部を改正する省令（**同**二六）　二
○職業安定法施行規則の一部を改正する省令（**同**二七）　九
〔告　示〕
○平成三十年地方公務員給与実態調査調査票の様式を定める件（**総務**九七）　三五
○平成三十年地方公務員給与実態調査調査票の提出期限である期日を定める件（**同**九八）　四一
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（**農林水産**五七五）　四三
○登録船舶管理事業者規程を定める件（**国土交通**四六六）　四三
○道路に関する件
（**東北地方整備局**六〇～六六）　四四
○自動車専用道路に関する件
（**関東地方整備局**六五）　四四
○道路に関する件（**同**六六）　四四
○道路に関する件
（**北陸地方整備局**二九、三〇）　四四
○都市計画に関する件（**同**三一）　四四
○道路に関する件
（**九州地方整備局**四七～五二）　四四
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　四五
産業
日本工業規格
（厚生労働省・経済産業省、経済産業省）　四五
国土調査法に基づく国土調査の成果と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　四五
〔公　告〕
諸事項
官庁
買収前の所有者等への売払い関係　四六
裁判所
破産、免責、再生関係　四六
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、厚生年金基金変更、企業年金基金設立関係　四六
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四七
会社その他
会社決算公告　四七

省令

○総務省令第十一号

統計法（平成十九年法律第五十三号）第十八条の規定に基づき、地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年三月二十日

総務大臣　野田　聖子

地方公務員給与実態調査規則の一部を改正する省令

地方公務員給与実態調査規則（昭和三十三年総理府令第五十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
（調査事項） **第五条**　地方公務員給与実態調査は、次の各号に掲げる事項につき、職員の職務の実態に応じて、地方公務員給与実態調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。 一　一般職に係る調査事項 イ　所属する都道府県又は市町村の名称 ロ　所属する公署の名称 ハ　性別 ニ　満年齢月数 ホ　学歴、資格及び免許 ヘ　経験月数 ト　職種 チ　職務 リ　職務上の地位 ヌ　給与の支出される会計の別 ル　採用時における前歴の有無 ヲ　採用年月 ワ　給与の月額 カ　給料の月額 ヨ　諸手当の月額 タ　年間給与の額 レ　その他イからタまでに掲げる事項に関連する事項 二　特別職に係る調査事項 イ　定数 ロ　給料（報酬）の額	（調査事項） **第五条**　地方公務員給与実態調査は、次の各号に掲げる事項につき、職員の職務の実態に応じて、地方公務員給与実態調査票（以下「調査票」という。）によつて行う。 一　所属する都道府県又は市町村の名称 二　所属する公署の名称 三　氏名 四　性別 五　生年月日及び年齢 六　学歴、資格及び免許 七　経験月数 八　職種 九　職務 十　職務上の地位 十一　給与の支出される会計の別 十二　採用時における前歴の有無 十三　採用年月 十四　給与の月額 十五　報酬及び給料の月額 十六　諸手当の月額 十七　年間給与の額 十八　その他前各号に掲げる事項に関連する事項